JADELA法創造研究部会 ミニワイガヤ説明資料 「無登録保護/無審査保護」

2023年8月30日

デザインと法協会法創造研究部会準備担当

於:早稲田大学早稲田キャンパス8号館

日本:デザイン保護に関連する法律

・主なものとして...

意匠法

物品の形状等、建築物の形状等、画像

著作権法 「応用美術」の保護、 建築の著作物

デザイン保護に 関連する法律 不正競争防止法 2条1項3号 商品形態模倣規制

商標法 立体商標としての保護

不正競争防止法 2条1項1号・2号 商品等表示としての保護

日本:意匠法

• 「出願・実体審査あり」の制度

登録がなされると、意匠公報に掲載

実 登 設 式 録 定 出 体 意 願 登 審 審 查 斤 録 查 查 定 権

- 工業上利用可能性
- 新規性
- 創作非容易性

など

特許庁

訴 損 侵 え 判 害 害 無 決 論 提 論 効 起 論

侵害訴訟における

裁判所

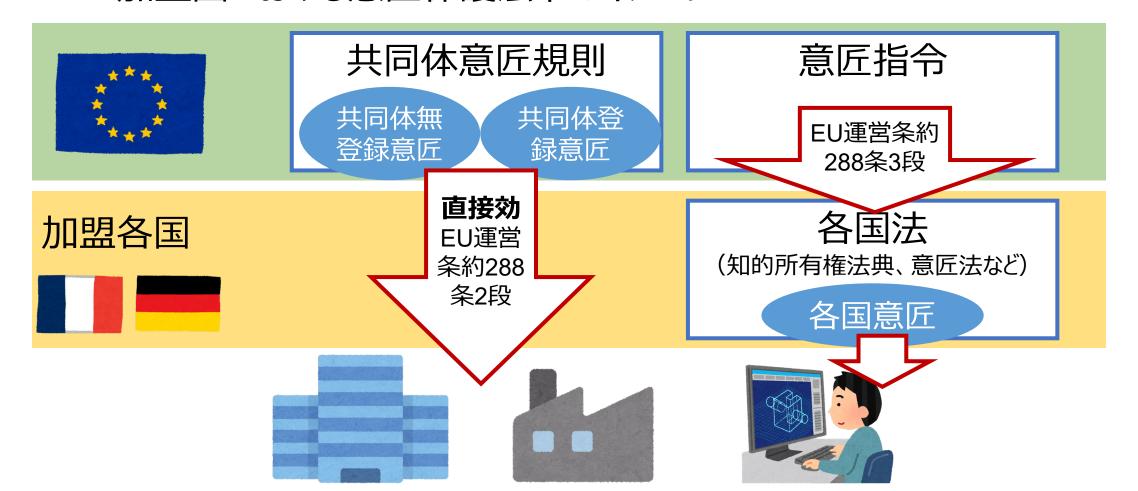
かつて日本でも検討されたことはある

- ・『工業所有権審議会意匠小委員会報告書―デザイン創造時代へ向けて―』(平成9年11月20日)
 - ・ 平成10年意匠法改正に際しての議論 無審査登録制度の併設は、見送られた(13頁)

主な理由として...(134頁)

- ・ 産業界全体のニーズは小さく、 **審査を経た上での安定した権利取得**が望まれる
- ・不正競争防止法によって無審査での意匠保護は既に実質的に実現
- 現行制度との併存は、意匠制度全体を複雑化する
- 方式主義をとりつつ審査主義と無審査主義が併存する例は他国になく、国際的に特異

• EU加盟国における意匠保護法令のイメージ



• 共同体登録意匠

方式審査を行い、「意匠(design)」の定義に適合しないか、公序良俗に反する場合には、出願が拒絶(共同体意匠規則45条、47条)

保護要件に係る無効などについては、EUIPOへの申立や、侵害訴訟において争われる(共同体意匠規則24条)

 訳文は、特許庁HP「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」 (https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec6_02j.pdf) による

• 共同体無登録意匠

出願、審査を要せず、「その意匠が共同体内において最初に公衆の利用に供された日から3年間」の保護(共同体意匠規則11条)

保護要件は、登録意匠と基本的に同じ(共同体登録意匠規則5条、6条)。

訳文は、前掲・特許庁による。

- なぜ、EUでは、登録保護と無登録保護を併存させることにしたのか?
 (参照:共同体意匠規則・前文15段から17段まで)
 - ・ 産業分野の多様性と、意匠保護へのニーズの違い
 - ①市場寿命が短い製品のための意匠を多数制作する産業分野 登録に伴う手続の負担のない保護が有利で、保護期間は重要ではない

〔具体的には、アパレル、玩具、あるいは画像などの分野?〕

②市場寿命が一定程度ある産業分野

「登録によって与えられるより大きな法的確実性のために登録の利点を評価…市場寿命に応じた,より長期間の保護を可能とするよう」求める

訳文:前掲・特許庁による。

準備側で用意した趣旨

• デザイナーや会社にとって無登録・無審査保護は必要ないのか?

もし必要だとすれば、それに見合った制度設計を試みると、 どのようなものが想定されるか?

参考:不正競争防止法2条1項3号

以下の行為を「不正競争」と定義。これにより営業上の利益を侵害する者等に対して差止や損害賠償を請求可能

「他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為」

- ・ 出願、審査なし
- 短期の保護:商品が「日本国内において最初に販売された日から起算して三年」以内(19条1項5号イ)

参考:不正競争防止法2条1項3号

- ・同号が設けられた背景・理由
 - 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法〔令和元年7月 1日施行版〕』79頁

「模倣者は商品化のためのコストやリスクを大幅に軽減することができる一方で、 **先行者の市場先行のメリットは著しく減少**し、 模倣者と先行者との間に競争上著しい不公正が生じ、 個性的な商品開発、市場開拓への意欲が阻害されることになり、 公正な競業秩序を崩壊させることにもなりかねない。」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikujyou.pdf

補足資料

平成10年意匠法改正に際しての議論

・『工業所有権審議会意匠小委員会報告書―デザイン創造時代へ向けて て―』(平成9年11月20日)

無審査登録制度の併設は、「〔意匠登録一年化計画〕等の運用施策の着実な推進、不正競争防止法による保護等を前提として」見送ることが適切とした(13頁)

- 同134頁
- (ロ) 従来の審査による登録制度に加えて、無審査登録制度を併設することについては、以下の諸点を 考慮すると、その必要性は小さく適切ではない。
 - a)無審査登録制度併設については、デザイナー団体からの要望はあるものの、産業界全体としての
 - ニーズは小さく、**審査を経た上での安定した意匠権を早期に取得することが強く望まれている。**
 - b) 不正競争防止法によって**無審査での意匠保護は既に実質的に実現**されており、更なる制度の構築は基本的に不要である。
 - c) 現行制度と、無審査登録による新たな制度が併存すると、意匠制度全体が複雑化するとともに、 不正競争防止法による保護と併せ、3つの保護制度が併存することとなり、行政コストの観点から問 題がある。
 - d) 諸外国の意匠制度においては、方式主義をとりつつ審査主義と無審査主義が併存する例はなく、 国際的に特異な制度になる。

- 共同体意匠規則 · 前文
 - 「(15) 共同体意匠は、できる限り、共同体における全ての産業分野の要求に応えるものでなければならない。」
 - 「(16) これらの部門の一部は、往々にして市場寿命が短い製品のための意匠を多数制作しており、その場合、登録に伴う種々の手続の負担を必要としない保護が有利であり、保護期間はそれほど重要ではない。他方、産業分野の中には、登録によって与えられるより大きな法的〔安定〕性のために登録の利点を評価し、その製品について予想する市場寿命に応じた、より長期間の保護を可能とするよう要求するものもある。」
 - 「(17) この事実は、2の保護方式を要求する。すなわち、1の方式は短期の無登録意匠であり、他の方式は、より長期の登録意匠である。」
 - 訳文は、特許庁HP「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」
 (https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/ec6_02j.pdf) による。